

大阪府議会議員羽曳野市選挙区補欠選挙

… 投票所の新型コロナウイルス感染症予防対策 …

●投票所出入口に消毒用アルコールを設置します。 ●投票用紙の記入は、クリップ付鉛筆（使い捨て）を用意します。または、持参された鉛筆をご使用ください。 ●投票日当日は、10:00～16:00の時間帯の混雑が予想されますので、投票所に来られる際は、混雑時を避けた投票または、期日前投票をご検討ください。

投票できる人

市内の投票所で投票できる人は、満18歳以上（平成14年7月13日までに生まれた人）の日本国民の方。

投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は、世帯ごとに各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券の表面に誕生日を記入して投票所に持参してください。

本人確認のご協力をお願いします

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実に本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

- ①投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入してください。
- ②誕生日（○月○日）を口頭で教えてください。
- ③運転免許証や健康保険証など、本人確認できるものを持参ください。

羽曳野市長選挙
大阪府議会議員補欠選挙

投票所入場整理券

投票日時：令和2年7月12日（日）
午前7時から午後8時まで

投票区	投票所

※期日前投票期間中（7月4日～5日）は、表面をご確認ください。

投票日の投票は、本人確認のため、必ず顔写真と投票用紙を併せてご記入ください。

0021032120

表面の注意事項を必ずご覧ください。

「誕生日」の枠を事前に記入し、投票所に持参ください。

投票所変更のお知らせ

【第1投票区】 古市小学校体育館 → 古市集会所

— 期日前投票 —

■大阪府議会議員
羽曳野市選挙区補欠選挙

7月4日（土）～11日（土）

■羽曳野市長選挙

7月6日（月）～11日（土）

※7月4日・5日の期日前投票は、大阪府議会議員羽曳野市選挙区補欠選挙のみ投票ができます。羽曳野市長選挙は投票できませんのでご注意ください。

《投票場所》8:30～20:00

- 市役所本館1階ロビー
- はびきのコロセラム1階幼児室

《期日前投票ができる人》

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

《期日前投票の手続き》

選挙人（ご本人）が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。

投票日時は 7月12日(日) 7:00~20:00

【開票日時】 7月12日(日) 21:15から

【開票場所】 総合スポーツセンター (はびきのコロセアム 羽曳野市南恵我之荘4丁目 237-4)

選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、7月10日(金)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入っている方の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。

※投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。
投票日当日に、車いす、手話通訳が必要な人は、事前に市選挙管理委員会にご連絡ください。

郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便による不在者投票用紙の請求期限は7月8日(水)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方で、交付申請をできる方は、『身体障害者手帳』で、●両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1級もしくは2級。●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級もしくは3級。●免疫もしくは肝臓の障害の程度が1級から3級まで。●戦傷病者手帳で両下肢、体幹の障害の程度が、特別項症から第2項症まで。●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障害の程度が、特別項症から第3項症まで。●介護保険の被保険者証で要介護状態区分が要介護5の方。
詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

住所移転者【転入・転出】の選挙権行使について

最近、住所を異動された方は投票の方法が変わる場合があります。次の表をご覧ください、お間違いのないようご注意ください。

	選挙名	届出の日	投票の可否
【転入】 届出を された方	大阪府議会議員 羽曳野市選挙区補欠選挙	4月2日以前	投票できる
		4月3日以後 4月4日以前	※
		4月5日以後	投票できない
	羽曳野市長選挙	4月4日以前	投票できる
		4月5日以後	投票できない

※この期間に転入された方は、期日前投票は7月4日(土)~7月5日(日)までは大阪府議会議員羽曳野市選挙区補欠選挙の投票はできませんが、7月6日(月)以降であればすべての投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

	選挙名	届出の種類	届出の日	投票の可否
【転出】 届出を された方	大阪府議会議員 羽曳野市選挙区補欠選挙	他都道府県へ 転出された方	全期間	投票できない
		大阪府内の他市町村へ 転出された方	3月3日以前	投票できない
			3月4日以後	※
	羽曳野市長選挙	他の市町村へ 転出された方	全期間	投票できない

※投票の際には、投票所等で引き続き大阪府内に住所があることの確認を行います。あらかじめ大阪府内のいずれかの市町村の市民課(住民課)で、『引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書(無料)』の交付を受け、それを提示すると、スムーズに投票できます。ただし3月4日~3月11日までに転出した方は期日前投票期間中のみの投票となります。この期間中に該当する方は、お問い合わせください。

【問合せ】 羽曳野市選挙管理委員会 (羽曳野市誉田 4-1-1) ☎ 072-958-1111 内線 4610・4620